

ひとり親への生活・学習支援の実施

現 状

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

自治体でひとり親家庭の支援を行う母子・父子自立支援員のために、家計管理の支援も含めた活動マニュアルを作成し、その活用を図る。

(参考)母子・父子自立支援員は、自治体の福祉事務所等に配置されており、ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談指導等を行う。 【人数】1,664名(26年度末現在)【相談件数】749,683件(26年度)

ひとり親家庭の親を対象としたファイナンシャルプランナー等による家計管理の講習会を実施する。

高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。



自立支援教育訓練給付金の充実

現状

教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給(自立支援教育訓練給付金:受講費用の2割、上限10万円)することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績(平成25年度)

- ・支給件数 : 1,004件
- ・就職件数 : 675件
- ・対象講座 : 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など(介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等)

課題

働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の**2割(上限10万円)を助成** **6割(上限20万円)を助成**

高等職業訓練促進給付金の充実

現状

就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等)

支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

高等職業訓練促進給付金の実績(平成25年度)

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人(看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など)
- ・就職者数 : 2,631人(看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など)

課題

高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。



対応

平成28年4月から実施

高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。

- ・支給期間の延長: **2年 3年**
- ・対象資格の拡大: **2年以上修学する資格 1年以上修学する資格**(調理師や製菓衛生師も新たに対象)
- ・**通信制の利用要件の緩和**: 本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

現状・課題

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

平成27年度補正予算で実施

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

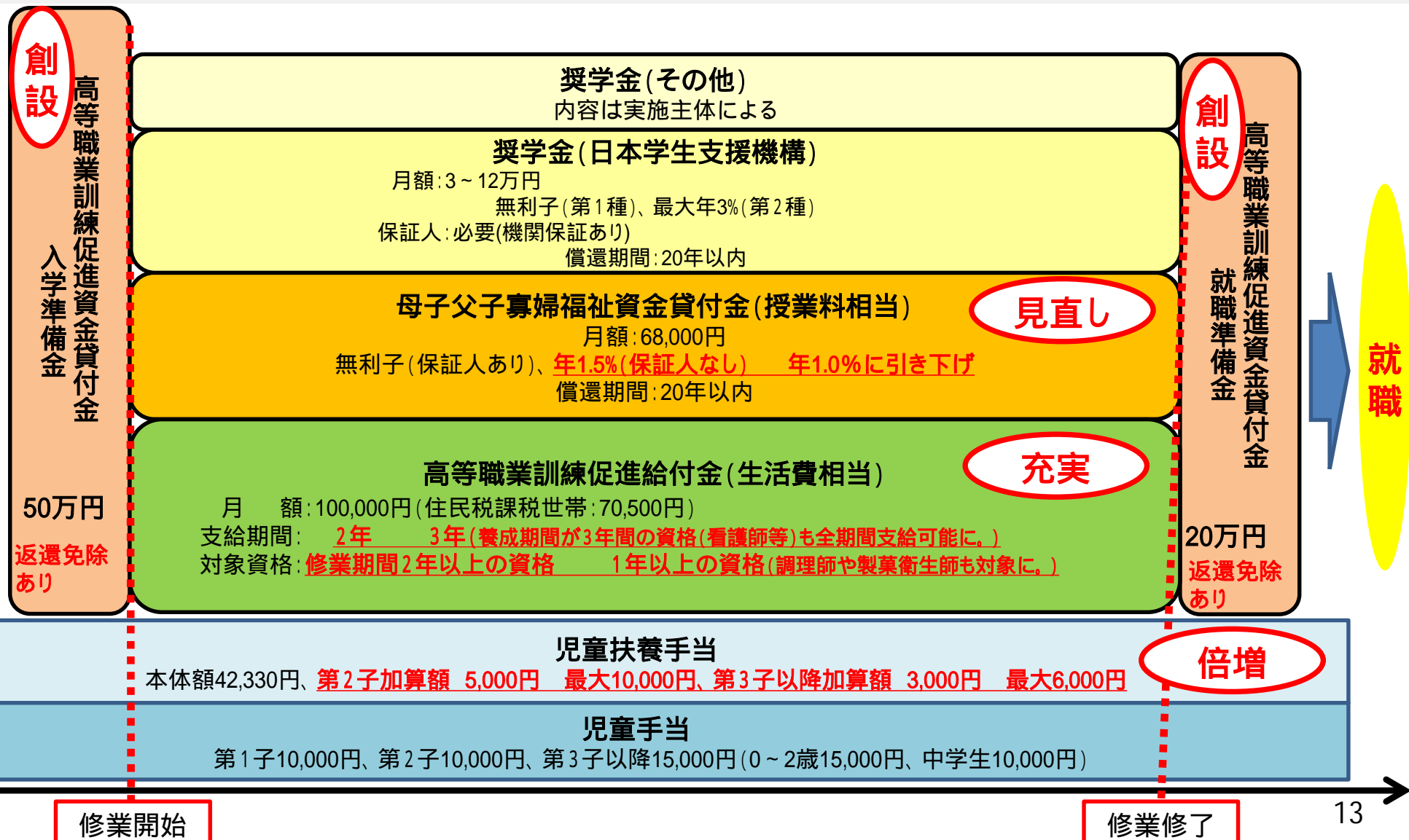
- ・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
- ・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**
- ・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する。**

ひとり親家庭への支援（経済的支援・資格取得支援）

経済的に厳しいひとり親家庭に対しては、児童手当に加え、児童扶養手当を支給。

児童扶養手当は、平成28年度予算で多子加算額を倍増（年収に応じて支給額を逓減）。

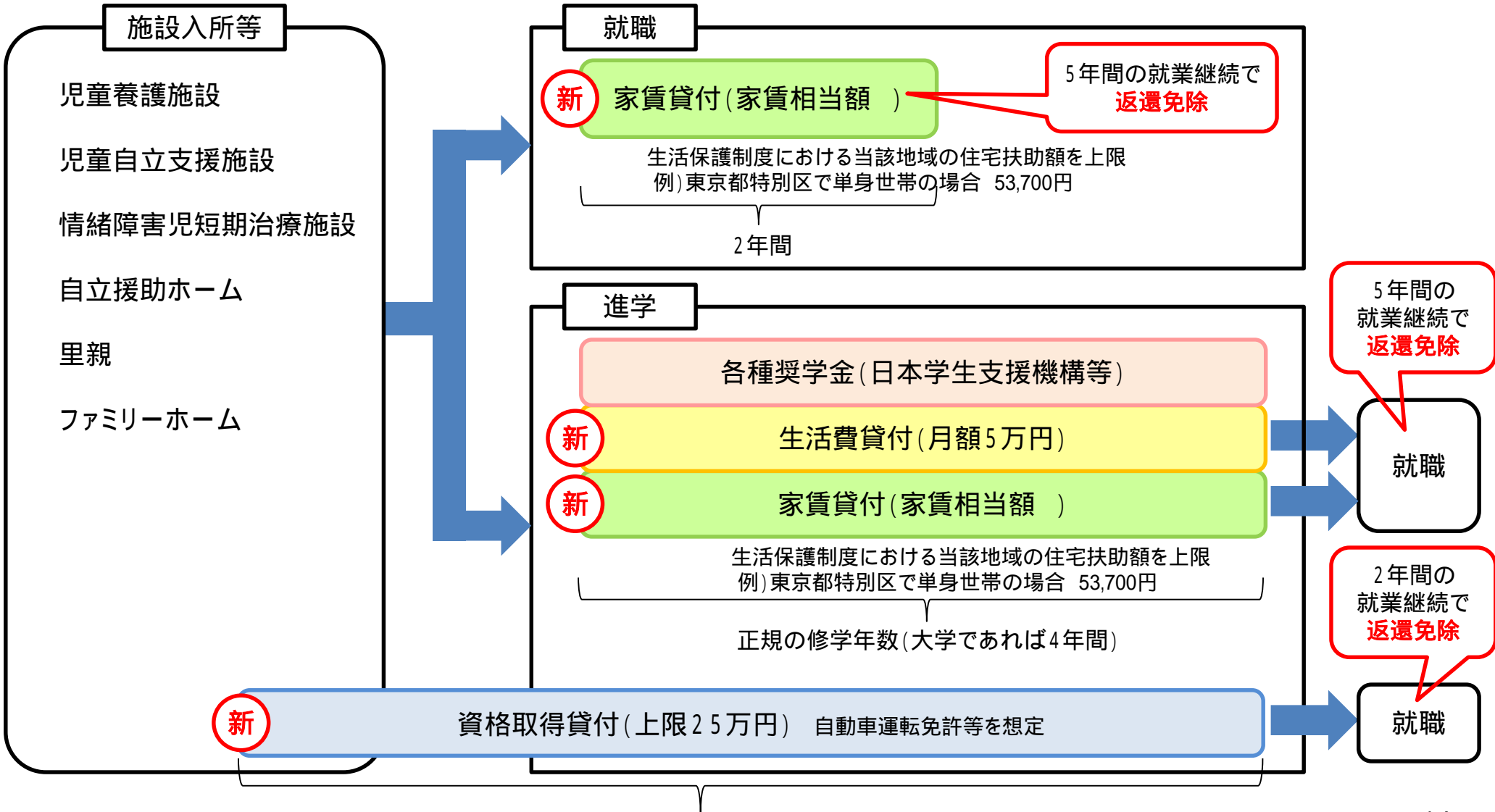
ひとり親の資格取得を支援するため、平成28年度予算で高等職業訓練促進給付金の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直しを行うとともに、平成27年度補正予算で高等職業訓練促進資金貸付金を創設。



児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。

また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。

4. 費用

自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3 / 4

就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2 / 3

家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1 / 2

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

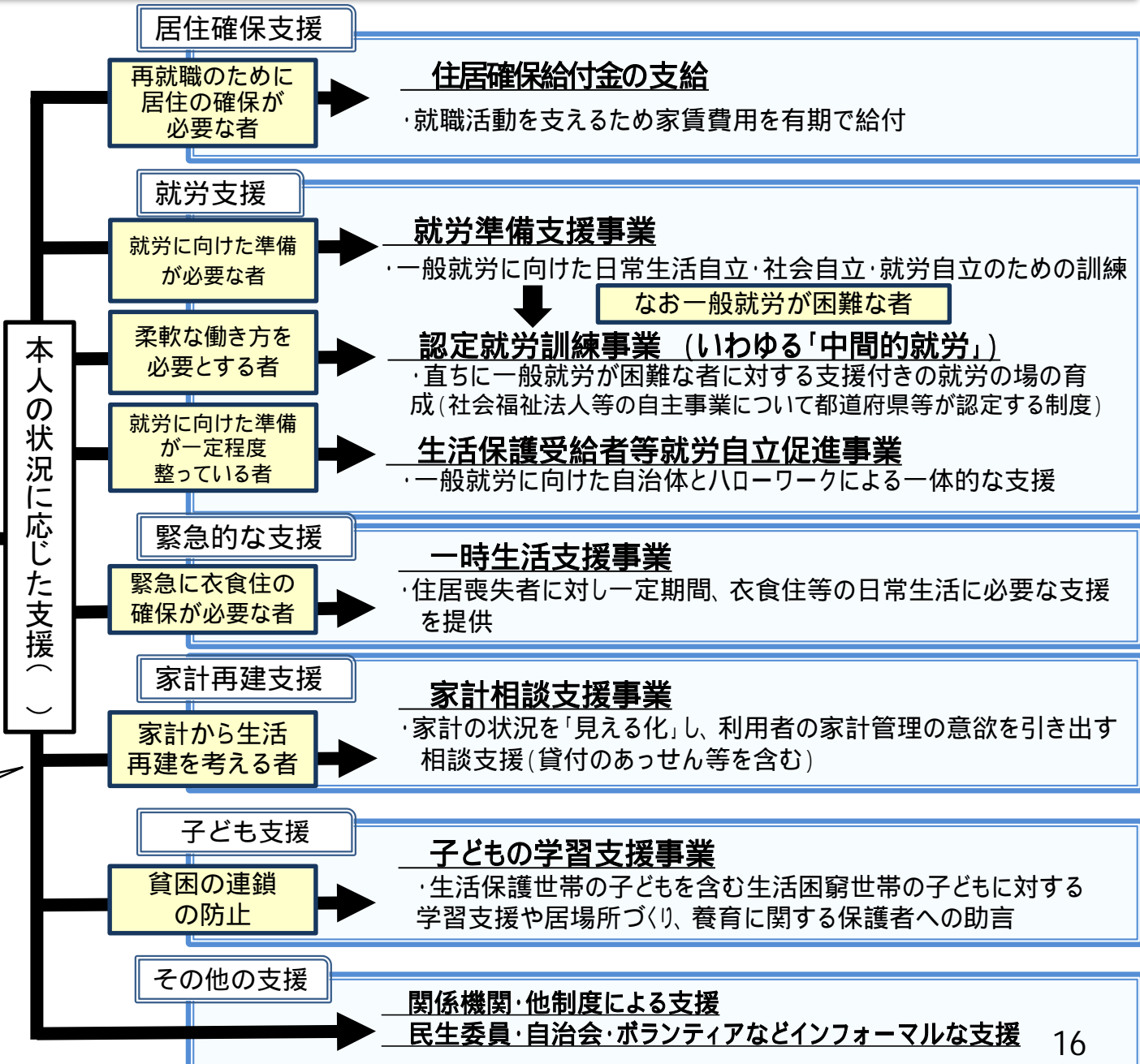
自立相談支援事業

対個人

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

対地域

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う



基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

右記は、法に規定する支援()を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援()があることに留意

子どもの学習支援事業について

事業の概要

「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

学習支援・進路相談

- ・日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- ・進路を考えるきっかけづくり

高校中退防止の取組

- ・定期面談等によるきめ細かなフォロー
- ・定時制高校等の選択肢の情報提供等

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

家庭訪問の取組

- ・集合型に出られない子どもへの早期アプローチ
- ・家庭状況の確認と改善
- ・親への養育支援等へつなげる

居場所づくり・日常生活支援

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成支援



<家庭の課題とその対応>

親の養育

- ・子の養育についての知識・関心の薄さ

親への養育支援

- ・公的支援等の情報提供
- ・子どもの将来を考えるきっかけづくり

世帯の状態

- ・家庭が困窮状態にある

世帯全体の支援

- ・自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

